明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一九七）　一
○生活保護法施行規則の一部を改正する省令（同一九八）　二

〔告示〕
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（農林水産二三八四）　二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同二三八五）　三
○保安林の指定をする件（同二三八六～二三九九）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二四〇〇～二四〇五）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一四四二、一四四三）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一四四四、一四四五）　七
○高速自動車国道に関する件（同一四四六）　七

〔人事異動〕
内閣　七

〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
法務
公証人任免（法務省）　七

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　七

〔公告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　七
会社その他　三八

省令

○厚生労働省令第百九十七号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十七条及び第六十三条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （掛金の引上げの猶予） **第十四条**　次の各号のいずれにも該当する場合には、第四十三条第一項の規定にかかわらず、財政再計算の結果に基づいて掛金の額を算定することとなる日（以下この条において「適用日」という。）から起算して一年以内の期間に算定することとなる同項に規定する掛金の額は、前回の財政計算において計算した掛金の額以上、当該財政再計算において計算した掛金の額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。 一　適用日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に到来すること。 二　当該財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回ること。 三　実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれること。 2　前項の規定の適用を受けようとする事業主等は、規約において、当該規定の適用を受ける旨を定めなければならない。	**附　則** （掛金の引上げの猶予） **第十四条**　財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回る場合であって、かつ、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、第四十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に算定することとなる同項に規定する掛金の額は、前回の財政計算において計算した掛金の額以上、当該財政再計算において計算した掛金の額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。ただし、規約において、法第五十七条を満たすために必要な平成二十五年四月一日以降の掛金の額を定めなければならない。 （新設） （新設） （新設）